

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和8年1月6日

協議会名:駒ヶ根市地域公共交通協議会

評価対象事業名:地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>【事業内容】 令和3～7年度の地域公共交通計画の改定版として、令和8～12年度を計画期間とする「駒ヶ根市地域公共交通計画(第2期)」を策定する。</p> <p>【結果概要】 ＜素案の作成＞ 地域概況を踏まえ、現行計画の評価及びR6実施の市民アンケート結果を反映した、基本方針・計画目標を設定し、具体的に実施する事業の明記、実施主体やスケジュールを明確にした素案を作成した。</p> <p>＜パブリックコメントの実施＞ 計画案について市民等から意見を求めるためのパブリックコメントを実施し、寄せられた結果の対応策を検討する。 (パブコメR7.12～R8.1)</p>	A	<p>事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 (令和8年3月作成予定)</p>	<p>「安心して暮らし続けることができ、地域の新たな賑わいも生み出す地域公共交通の整備」を基本方針に、市民が安心して暮らせるための移手段の確保、来訪者の移動を支えるための公共交通の確保を目指す。</p> <p>実施する事業は以下の6事業 ①公共交通運行事業(こまタク、山麓周遊バス等) ②交通不便者支援事業(割引タクシー券等の交付) ③拠点整備・活用事業(結節点の機能強化) ④地域連携・参画事業(公共ライドシェアの実証等) ⑤利用促進事業(公共交通の周知・PR) ⑥その他関連事業(担い手育成支援等)</p>